

「まん延防止等重点措置」適用後の感染状況①

- まん延防止等重点措置適用後、新規感染者数、感染経路不明者数は減少（前回と同程度の減少人数）
- 一方、デルタ株が急速に拡大
新規感染者数は過去最多の水準で推移

デルタ株

7月末：約4割 → 8月(8/12～8/18)：**約9割**
月間新規感染者数

5月 1,257人 7月 1,173人

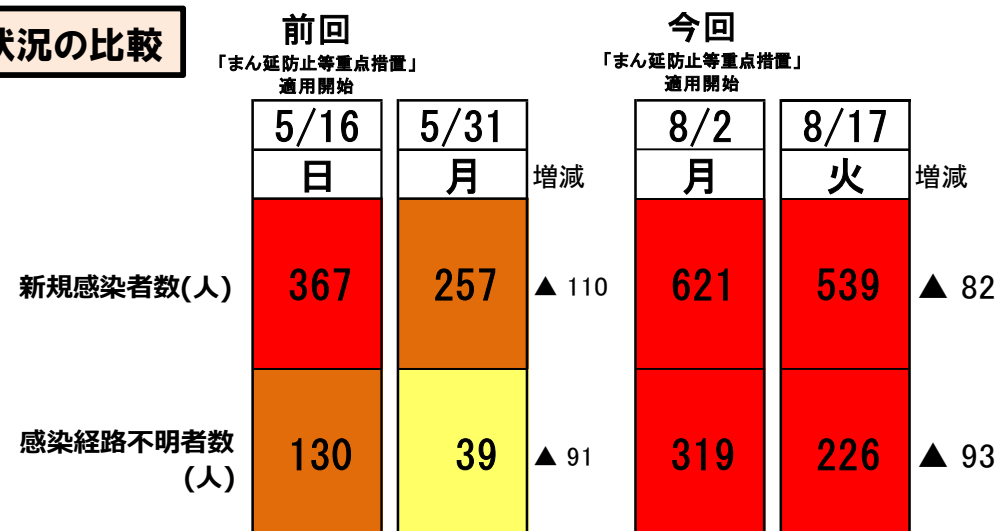
8月 1,361人(18日現在) ※過去最多(5月)を更新

- 医療提供体制は確保

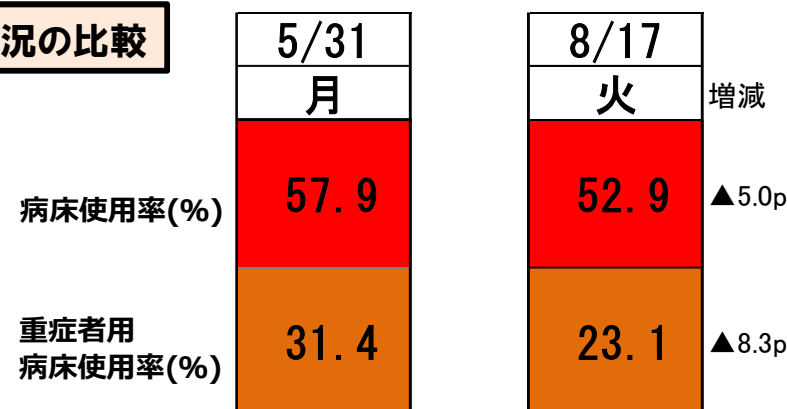
病床使用率 5/31 58% → 8/17 53%

重症者用病床使用率 5/31 31% → 8/17 23%

感染状況の比較



病床状況の比較



ステージII(注意報)

ステージII(警報)

ステージIII

ステージIV

「まん延防止等重点措置」適用後の感染状況②

- 依然、金沢市を中心に多くの感染を確認

金沢市の割合 7月：約7割 → 8月：約6割

- 飲食関係は大きく減少

飲食関係全体 7月：約5割 → 8月：約1割 ⇒ 時短による人流減少が一定の効果

7月：7/28本部会議時
(7/1~27)
8月：直近1週
(8/11~17)

人流の抑制	適用前(7/1~7/14)	今回(8/2~8/17)
片町(22時)	▲47% (53)	▲73% (27)
		約5割減

- 感染経路が推定可能な事例中、家庭内が約5割

児童生徒の感染事例が増加傾向 4月：24人(18校) 5月：67人(49校) 6月：9人(7校) ※5月、6月はクラスター除く
7月：104人(53校) 8月：168人(89校) ※17日現在

	7月 (7/1~7/27) ※7/28本部会議時		直近1週 (8/11~8/17)	
新規感染者数	761		539	※うち家庭内が約5割 (調査中の事例を除く)
(うち金沢市)	500	66% (約7割)	300	56% (約6割)
飲食関係	365	48% (約5割)	62	12% (約1割)

「まん延防止等重点措置」の延長について

【期 間】

令和3年8月2日(月)～8月31日(火)

→ 9月12日(日)まで延長

【重点措置を講じるべき区域(措置区域)】

金沢市

【県独自で時短要請などの措置を講じる区域】

白山市、野々市市

対策①(飲食店への時短要請等)

	8月2日(月)～8月31日(火) →9月12日(日)まで延長	
対象地域	金沢市	白山市、野々市市
営業時間	5時～20時	5時～21時
酒類提供	終日、提供を自粛 (利用者による酒類の 店内持込を含む)	20時まで
カラオケ設備	終日、利用自粛	特に制限なし
根拠法令	法第31条の6第1項	法第24条第9項

○ほとんどの飲食店が時短要請に協力いただいております感謝

○重点措置区域である金沢市においては、応じていただけない店舗に対して
命令も視野に法等に基づき適切に対処

対策②(飲食店に対する協力金)

◎支給額 全期間実施を前提に、1店舗あたり

対象区域・ 期間	白山市・野々市市(8月2日～8月31日) →9月12日	金沢市(8月2日～8月31日) →9月12日
中小企業	2.5万円/日～7.5万円/日	【第三者認証取得店舗】 4万円/日～10万円/日 【上記以外の店舗】 3万円/日～10万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円。中小企業も選択可)	

石川県事業者支援ワンストップコールセンター

9時～18時(土日祝も開設) 076(225)1920

※早期支給の受付期間 8/20まで → 8/31まで に延長

対策③(月次支援金(国及び県))

対象月 (基準月)		8月および9月 (追加)	
給付要件 (共通)		緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、 飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けていること (食品卸業者(酒屋など)、旅館・ホテル、タクシー、土産店など)	
		前年又は前々年の8月・9月比で50%以上減少	
		月次支援金 (国)	石川県経営持続月次支援金
給付額 (上限)	中小法人	20万円	10万円
	個人	10万円	5万円
申請スケジュール		【8月分】9/1～10/31 【9月分】10月以降の見込	【8月分】9月15日(国交付後)～ 【9月分】10月以降の見込(国交付後)～

国制度 TEL : 0120-211-240

※8:30～19:00 (土日、祝日含む全日対応)

県制度 TEL : 076(225)1920

※9:00～18:00 (土日、祝日含む全日対応)

対策④(集客施設への時短要請等)

対象施設	要請内容
(I) イベント関連施設 ・劇場、映画館、展示場、貸会議室、多目的ホールなど ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)など	期間:8月2日～8月31日 →9月12日まで延長 【金沢市】 [1000㎡超] 20時までの時短要請 (法第24条第9項) [1000㎡以下] 20時までの時短協力依頼
(II) イベントを開催する場合がある施設 ・体育館、ボウリング場、遊園地、ゴルフ練習場、スポーツクラブ、バッティングセンターなど ・博物館、美術館など	※(I)(II)についてはイベント開催時は21時まで ※映画館は21時まで 【白山市・野々市市】 21時までの時短協力依頼
(III) 参加者が自由に移動できる施設 ・百貨店、その他の物品販売店など(生活必需物資を除く) ・マージャン店、ゲームセンターなど ・遊興施設(個室ビデオ店など) ・その他サービス業(生活必需サービスを除く)	

対策⑤(集客施設への時短要請に係る協力金)

◎対象区域

金沢市(重点措置を講じるべき区域)

◎支給額

大規模施設 (1,000㎡超の施設)	テナント (左記大規模施設の一部を賃借する事業者)
時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間	時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間

石川県事業者支援ワンストップコールセンター

9時～18時(土日祝も開設) 076(225)1920

対策⑥(大規模商業施設での入場整理)

対象施設

・大規模商業施設

〔1,000㎡超の大規模小売店、
ショッピングセンター、
百貨店、家電量販店 など〕

・百貨店の地下の 食品売り場等

人数管理・人数制限等の例

○施設全体での措置

- ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理
- ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等による人数制限

○売場別の措置

- ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のweb登録等による人数管理
- ・ 一定上以上の入場ができないよう人数制限。アプリで混雑状況を配信できる体制の構築

内容

【金沢市】

期間:8月20日～9月12日

- ・ 入場者が密集しないよう、整理・誘導、
人数管理・人数制限等を要請

〔大規模商業施設は法第31条の6第1項
百貨店の地下の食品売場等は法第24条第9項〕

【白山市、野々市市】

- ・ 入場者が密集しないよう、整理・誘導、
人数管理・人数制限等について協力依頼

対策⑦ 皆様へのお願い(1)

ア)外出の自粛

7月前半に比べ、繁華街における人流が減少

※感染拡大前との比較

	適用前(7/1~7/14)	今回(8/2~8/17)
片町(22時)	▲47%(53)	▲73%(27)

約5割減

- ・日中も含めた**不要不急の外出・移動の自粛**
- ・外出する必要がある場合にも、**極力、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で混雑している場所や時間を避ける。(混雑した場所等への外出を半減)**

イ)県境をまたぐ移動(県民の皆様、県外の皆様とも)

- ・**県外との不要不急の往来、および来県を自粛(オンラインを活用)**
- ・**やむを得ず、往来、来県する場合でも用務先への直行直帰を**

対策⑦ 皆様へのお願い(2)

ウ) 飲食

8月に入っても会食に起因するクラスターが発生しています

<県民の皆様へのお願い>

飲食クラスターではマスク未着用
飛沫が飛び感染拡大!

- ・新しい生活様式の遵守に加え、原則マスクを着用
- ・「いしかわ新型コロナ対策認証店舗」の利用、時短要請に応じていない飲食店の利用自粛
- ・特に接待を伴う飲食店の利用に対しては慎重に判断
- ・路上・公園等における集団での飲酒などを行わないこと

<事業者の皆様へのお願い>

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・従業員はもとより、来店者に対する原則マスク着用の注意喚起など
感染防止対策の徹底

対策⑦ 皆様へのお願い (3)

エ) 職場

職場におけるクラスターが多数発生しています

- ・**テレワークの活用や休暇取得の促進等により出勤者数の7割削減を目指すとともに、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進**
- ・**「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意**
- ・**時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組の強力な推進**
- ・**職場における感染防止のための取組(事業場の換気励行、昼休みの時差取得、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査等)や「三つの密」、感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動の徹底**
- ・**業種別ガイドラインの遵守**

オ) 夏休み

- ・**普段会わない人や大人数・長時間での飲食は慎重に判断**
- ・**子供の家庭感染の事例が多く、家庭内であっても、気を緩めることなく、感染防止対策の徹底を**

学校現場での児童生徒の感染対策

7月下旬以降、多くの児童生徒の感染が判明し、多くは家庭内感染
2週間後に2学期が始まる中、学校現場での感染対策の一層の徹底を図る

○ 学校で感染者が出た場合の対応

文部科学省 学級単位又は、学年単位又は、学校全体の休校措置
ガイドライン



本 県 感染対策を徹底するため、学校全体で休校措置

○ 養護教諭に対する研修の実施（対象：小・中・高の養護教諭 約380人）

新型コロナウイルス感染症をテーマに研修をオンデマンド形式により実施（今月中）

※小・中・高の管理職をはじめ、広く教員が視聴

○ 臨時の県立学校長会議の開催（8／19）

新しい生活様式の徹底など、基本的対策のほか、飲食や部活動の場面での感染対策を改めて徹底